消 防 予 第 3 8 号 平成 2 1 年 1 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿 東京消防庁·各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等についての一部改正 について

防火対象物の点検要領については、従来から「消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検要領等について」(平成14年12月13日付け消防安第125号。以下「125号通知」という。)により運用されてきたところでありますが、消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件(平成20年消防庁告示第11号)及び消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部を改正する件(平成20年消防庁告示第12号)が平成20年9月24日に公布されたことに伴い、防火対象物点検結果報告書に係る点検票及び防火対象物の点検基準に係る事項等が改正されることとなったことから、125号通知の一部を下記のとおり改正することとしました。貴職におかれては、下記事項に御留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 125号通知の一部を次のように改正する。

別添1別記様式第2(その2)中

Γ		点	検	項	目	点 [‡] 定	 結 不備		状	況	及	び	措	置	内	容		
	届	防火管	理者	選任	(解任)	適否	. , ,,,,	· · · ·										を
	出	消防割	計画化	乍成((変更)	適 否												
Γ		点	検	項	目	点 定	 結 不備		状	況	及	び	措	置	内	容		
	届	防火管	理者	選任	(解任)	<u>適</u> 否												に、
	711	消防言	計画化	乍成((変更)	<u>適</u> 否												(
	出	自衛剂	肖防約	且織の)設置	<u>適</u> 否)]]	
		:上必要									訓練	iその	の他	必	要な	言則	凍」	に、
Γ	防必	火 管 要	理 な	に 関 事	ー 見 し 項	適 否												を
																	']	
Γ	防必	火 管 要	理 な	に 事	関し項	適 否												
	自衛	活	動	要	領	適 否												
	消防	要員の	教育	育 及で	び訓練	<u>適</u> 否												
	組織	業務に	関し	必要	な事項	<u>適</u> 否												

共同	協議会の設置及び運営	□ 適		に改める。
自衛	統括管理者の選任	□ 適□		
消防	業務を行う範囲	□ 適 □ 否		
組織	運営に関し必要な事項	□ 適 □ 否		I

別添2点検要領第2、2中

点	検	項	目	点	検	方	法	判	定	方	法
届	防火管理和	皆選任(解任)		()	各)			(日	各)	
出	消防計画作	乍成 (豕	(更到		()	各)			(日	各)	

を

Г	点	 検			点	 検	方	法	判			法
		防火管理	者選任			(略)			· -	各)	
		消防計画作	作成(変 更)	(略)					(🖪	各)	
		自衛消防	組織の	の設置	自衛	消防組	組織の設	世置状	1	自衛消防約	組織が設し	置され
					況を、	自衛消	前防組織	哉 設 置		ていること。		
					(変更)	届出書	い多し	によ	2	自衛消防約	且織設置((変更)
J	届				り確認	するこ	と。			届出書が出	されてい	ハるこ
										と。		
									3	自衛消防約	組織を変	更した
										場合に、自行	斬消防組 線	織設置
										(変更)届出	は書が出る	されて
										いること。		
									4	自衛消防約	且織設置((変更)
ļ	出									届出書に記載	載された;	統括管
										理者が現に存	字するこ。	と。
									5	統括管理	者が必要:	な資格
										を有している	ること。	
									6	自衛消防約	且織設置((変更)
										届出書に記載	載された	資機材
										が現に存する	ること。	

に改める。

「防火上必要な教育」を「防火管理上必要な教育」に、 「消火、通報及び避難訓練」を「消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練」に、 「消火、通報及び避難の訓練」を「消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練」に、

防火管理に関し必要な事 項	(略)	(略)	ı
------------------	-----	-----	---

を

	防火管理に関し必要な事項	(略)	(略)
-	活動要領	1 消防計画に定められた消防機関への通報、	消防計画に定められた消防 機関への通報、消火、避難誘
			導その他火災の被害の軽減の
			ために必要な業務として自衛 消防組織が行う業務に係る活
			動要領に係る事項が自衛消防
			組織の要員に把握されている
		事項について確認する	こと。
		こと。	
		2 自衛消防組織の要員 の聴取により、消防計	
	自	画に定められた消防機	
		関への通報、消火、避	
		難誘導その他火災の被	
		害の軽減のために必要	
		な業務として自衛消防組織が行う業務に係る	
		活動要領の把握状況に	
	衛	ついて確認すること。	
		3 消防計画に定められ	
		た消防機関への通報、消火、避難誘導その他	
		作べ、避難誘導その他 火災の被害の軽減のた	
		めに必要な業務として	
		自衛消防組織が行う業	
		務に係る活動要領が、	
	消	防火対象物の実態に、	
		適合しているか確認す	

	ること。
要員の教育及び訓練	1 消防計画に定められ 1 消防計画に定められたと
	た自衛消防組織の要員 ころにより、自衛消防組織
	の教育及び訓練に係るの要員の教育及び訓練が実
	事項について確認する 施されていること。
	こと。 2 統括管理者の直近下位の
防	2 防火管理維持台帳及 内部組織の班長が、自衛消
	び関係のある者の聴取 防業務に関する講習の修了
	により自衛消防組織の 等必要な教育を受けている
	要員の教育及び訓練のこと。
	状況について確認する
	こと。
	3 消防計画に定められ
	た自衛消防組織の要員
組	の教育及び訓練に係る
	事項が、防火対象物の
	実態に、適合している
	か確認すること。
業務に関し必要な事項	1 自衛消防組織の業務 消防計画に定められた自衛
	に関し必要な事項とし消防組織の業務に関し必要な
	て消防計画に定められ事項が実施されていること。
	てた事項について確認
織	すること。
	2 関係のある者の聴取
	により、自衛消防組織
	の業務に関し必要な事
	項として定められた事
	項の実施の状況につい
	て確認すること。
	3 消防計画に定められ
	た自衛消防組織の業務
	に関し必要な事項が、
	防火対象物の実態に適
	合しているか確認する
	こと。
協議会の設置及び運営	1 消防計画に定められ 消防計画に定められた共同
	た共同して設置した自して設置した自衛消防組織に
	衛消防組織に関する協おける協議会の設置及び運営
	議会の設置及び運営に「に係る事項が実施されている
	係る事項について確認しと。

すること。 2 関係のある者の聴取 により、協議会の設置 及び運営の状況につい て確認すること。 統括管理者の選任 1 消防計画に定められ 共同して設置した自衛消防 た共同して設置した自組織における統括管理者が消 衛消防組織の統括管理防計画に定められた共同して 者の選任に係る事項に設置した自衛消防組織の統括 ついて確認すること。 管理者の選任に係る事項に基 2 防火管理維持台帳及一づき選任されていること。 び統括管理者の聴取に より、統括管理者の選任 状況について確認する こと。 1 消防計画に定められ 業務を行う範囲 防火対象物の共同して設置 た共同して設置した自した自衛消防組織において業 衛消防組織における業務を行う範囲が消防計画に定 務を行う範囲に係る事められ、管理権原者及び統括 項について確認するこ|管理者に把握されているこ と。 と。 2 管理権原者・統括管 理者の聴取により共同 して設置した自衛消防 組織における業務を行 う範囲の把握の状況に ついて確認すること。 3 消防計画に定められ た共同して設置した自 衛消防組織において業 務を行う範囲が実態に 適合しているか確認す ること。 運営に関し必要な事項 | 1 共同して設置した自 消防計画に定められた共同 衛消防組織の運営に関して設置した自衛消防組織の し必要な事項が消防計運営に関し必要な事項が実施 画に定められている場合れていること。 合には、当該定められ ている事項について確 認すること。

2 防火管理者及び統括	
管理者の聴取により、	
共同して設置した自衛	
消防組織の運営に関し	
必要な事項の実施状況	
について確認すること。	

に改める。

2 その他

- (1) 上記の改正部分の運用は、平成21年6月1日から施行する。
- (2) 改正新旧を参考として添付する。

消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等の一部改正に係る新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

		新		旧									
別	添1別記様式第2			別添1別記様式第2									
	点 検 項 目	<u>点検 結果</u> 判 定 不備内容 状況及び措置内	容		点 検 項 目	<u>点 検 結 果</u> 判 定 不備内容 状況及び措置内容							
扂	防火管理者選任(解任)	□ 適		届	防火管理者選任(解任)	□ 適 □ 否							
出	消防計画作成(変更)	□ 適 □ 否		土	消防計画作成(変更)	□ 適 □ 否							
	自衛消防組織の設置	□ 適 □ 否			自衛消防の組織	□ 適 □ 否							
	自衛消防の組織	□ 適 □ 否		消	火災予防上の自主検査	□ 適 □ 否							
消	火災予防上の自主検査	□ 適 □ 否			消防用設備等又は特殊消防 用設備等の点検及び整備	□ 適 □ 否							
ß	消防用設備等又は特殊消防 用設備等の点検及び整備	□ 適 □ 否		防	遊 難 施 設 の 維 持 管 理 及 び そ の 案 内	□ 適 □ 否							
	避難施設の維持管理及びその案内	□ 適 □ 否		計	防火上の構造の 排維 持 管 理	□ 適 □ 否							
言	†防火上の構造の	□ 適			収容人員の適正化	□ 適							

	維	持	管	理	口否					□ 否		
画	収	容 人 員	の適፤	E 化	□ 適		画	-	火 上 必 要 な 教 育	□ 適 □ 否		ī
	防 ;	火管理上	必要な	教 育_	□ 適			<u>消</u> 及	~ 10	□ 適 □ 否		
		火、通報及の 他 必			□ 適 □ 否			消及	***	□ 適 □ 否		
	消及	火活動、び避	通報道難誘		□ 適			消	防機関との連絡	□ 適 □ 否		
	消	防機関	との連	車 絡	□ 適					□ 適 □ 否		
		事 中 の は 取 扱			□ 適			防必		□ 適 □ 否		
	防必	火 管 理 ま		項	□ 適			防の		□ 適 □ 否		
	自衛	活 動	要	領	□ <u>適</u> □ <u>否</u>			権	原の範囲	□ 適 □ 否		
	消防	要員の教	て育及び	訓練	□ 適 □ 否			地	自衛消防の組織	□ 適 □ 否		
	組	業務に関	し必要な	事項	□ 適			地震防	[□適		

織	□ 否
共 協議会の設置及び運営	□ 適 □ 否
衛統括管理者の選任	
消 <u>業務を行う範囲</u>	□ <u>適</u> □ <u>否</u>
組 運営に関し必要な事項	□ <u>適</u> □ <u>否</u>
防 火 管 理 業 務 の 一 部 委 託	□ 適 □ 否
権原の範囲	□ 適 □ 否
自衛消防の組織	□ 適 □ 否
地震防災 対策 強 難 誘 導	□ 適 □ 否
化	□ 適 □ 否
地域施設及び設備の	□適

Ī	災対					□ 否		
	災対策強化地域に所在する防火対象物	避	難	誘	導	□ 適□ 否	-	
	域に所在	施点	設 及 び 検 及 て	設 備 整	の備	□ 適 □ 否	-	
	する防火	応	急	対	策	□ 適 	-	
	対象物	防	災	訓	練	□ 適 □ 否	-	
		教	育及で	が広	報	□ 適	-	
	防火管	消練	火訓練及での実施		訓数	□ 適 □ 否	-	
	火管理者	消練消	を実施する	び避難る場合の通	訓 の 報	□ 適	-	

一に一所	点	検び	ż C	整	備	□ 否	
在する防	応	急		対	策	□ 適 □ 否	
火対象物	点。	災		訓	練	□ 適	
	教	育 及	ż C	が 広	報	□ 適	
1 1/2	の	火訓練 実	及び 施	避難	訓練数	□ 適	
管理者	消練消	火 訓 を 実 施 機	及で すっ 関 へ	び 避 類 る 場 り 道	離訓の報	□ 適	
<u> </u>	•						

新	旧
別添2点検要領	別添 2 点検 要領
(略)	(略)
第1 (略)	第 1 (略)
第2 消防計画	第 2 消防計画
1 (略)	1 (略)
2 点検方法等	2 点検方法等
点検項目 点検方法 判定方法	点検項目 点検方法 判定方法
防火管理者選任解任) (略)	防火管理者選任解任) (略)

	消防計画作成(変更)	(略)	(略)		消防計画作成(変更)	(略)	(略)
届	自衛消防組織の設置	自衛消防組織の設 置状況を、自衛消防 組織設置(変更)届出 書の写しにより確認 すること。	1自衛消防組織が 設置されていること。 自衛消防組織設置(変更)届出書が出されていること	届			
			3 変 事 消防場合 さい で で で で で で で で で で で で で で で で で で				
H			5 - 2 - 2 - 3 - 2 - 3 - 2 - 3 - 2 - 3 - 2 - 3 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 4 - 4 - 4 - 5 - 6 - 6 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7	出			
	自衛消防の組織	(略)	(略)		自衛消防の組織	(略)	(略)
	火災予防上の自主検査	(略)	(略)		火災予防上の自主検査	(略)	(略)
	消防用設備等又は特殊 消防用設備等の点検及 び整備	(略)	(略)		消防用設備等又は特殊 消防用設備等の点検及 び整備	(略)	(略)

消	避難施設の維持管理 及びその案内 防火上の構造の 維持管理	(略)	(略)	消	避難施設の維持管理 及びその案内 防火上の構造の 維持管理	(略)	(略)
	収容人員の適正化	(略)	(略)		収容人員の適正化	(略)	(略)
) 計	防火管理上必要な教育	1 に管にて 維のよ必状す る、のに管にて 維のよ必状す る、のに管にて 維のよ必状す る、のに管にて 維のよ必状す る、のに管にて 維のよ必状す る、の方のと管関取理実確 のよ把 あり握 のよど しょう はんしょう はんしょく はんしょ	れたところにより、教育が実施されていること。	防計		1 2 2 2 2 2 3 2 3 2 2 2 3 3 2 3 3 3 3 3	1 6 9 れ 則対象 3 1 庁定のお備 1 5 9 れ 則対象 3 1 庁定のお備 3 との 1 月示る災てそ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
画		で さ さ さ さ さ さ さ さ さ さ さ さ さ		迪	Ī	にと。 は、 にと。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	にめ操者防火関防にめ1庁に講類の作に計上す災対る1庁に満年では、

消	避難施設の維持管理 及びその案内	(略)	(略)
	防火上の構造の 維持管理	(略)	(略)
	収容人員の適正化	(略)	(略)
防	防火上必要な教育	1 に上る認 維のよなに、	1
計		ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に物に 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度
画		が、防火対象物の実態に適合しているか確認すること。	防にち員定年防 下上す災対る中 を取事ンる(平 を取事が、 を取事が、 をのの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 の

消火、通報及び避難の訓練その他必要な訓練	1 2 3 3 4 4 6 及の係確 帳者消難要状す ら及の係対合すに、訓訓つと維のよ及の実て に、訓訓、態か問がた避必事す火び聴、訓訓にこ防た避必事物でこと計消難要項る管関取通練練つと計消難要項のいと 1 6 及の係確 帳者消難要状す ら及の係対合す ら及の係確 帳者消難要状す ら及の係対合す ら及の係確 帳者消難要状す ら及の係対合す と 1 1 2 2 2 3 3 4 2 2 3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 4 4	ら、難 高に及び必求 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
消火活動、通報連絡及 び避難誘導	(略)	(略)
消防機関との連絡	(略)	(略)
工事中の火気使用又は 取扱いの監督	(略)	(略)
防火管理に関し必要な 事項	(略)	(略)
活動要領	1 消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導その他火災の被害の軽減のた	消防計画に定められた消防機関への通報、消火、避難誘導を他火災の被害の軽減のために必要な

消火、通報及び避難制	1 の と	消防計画に に に に に び が が が の い る こ と 。 に が の い の い の い の に の の い の に の の の に の の の の の の の の の の の の の
消火活動、通報連絡及 び避難誘導	(略)	(略)
消防機関との連絡	(略)	(略)
工事中の火気使用又は 取扱いの監督	(略)	(略)
防火管理に関し必要な事項	(略)	(略)

自	2	して自衛消防組織 が行う業務に係る 活動要領に係る事 項について確認す ること。	業務として自衛消防 組織が存 る活動要領に係る の で の の の の の の の の の の の の の の の の の			
消	3	について確認すること。				
防	要員の教育及び訓 1 棟 2	消防計画に定められた自衛消防組織の要員の教育及び訓練に係る事項について確認すること。	1消防計画に定められたところにより、自衛消防組織の要員の教育及び訓練が実施されていること。2統括管理者の直			

組		帳及び関係のあり自衛消費の 不可能を表する自 不可能を表する。 一方の方面を表示のでは、 での方面ででは、 での方面ででである。 での方面でである。 での方面であるででである。 での方面であるででである。 でである。 でであるでは、 でであるででである。 でである。 でであるででは、 でであるででは、 でであるででは、 でであるででは、 でであるででは、 でであるででは、 でであるででは、 でであるでは、 でであるでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でが、 でのでする。 でのでするでは、 でのでは、 でのできる。 でのでするでは、 でのでするでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのできる。 でのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでのでは、 でのでは、 でのでのでのでは、 でのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでは、 でのでのでのでのでのででのででのでのででのでした。 でのでのでのでのでのででのでのでででした。 でのでのででのででのででのででのでででででのででででででいでででででででででで
	業務に関し必要な 事項	1 事
	<u>協議会の設置及び</u> 運営	対象物の実態に適合しているか確認すること。消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組1

共同		織に関する協議会 の設置及び運営に 係る事項にとと。 で認すること。 関係によるるありがのよりがの設置及が選出でして をの状況にとの状況にとの でででは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	ける協議会の設置及び運営に係る事項が実施されていること。
自衛	活管理者の選任	1 時計画にして防計画にして防力を できます できます できます できます できます できます できます かい できない できない できない できない できない できない できない できな	共同して設置したける 電流活管理者が消た 自衛活管理められた 高流画して設置した括管理 で設置し、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
消防	<u> 客を行う範囲</u>	1 店間 では、	防火対象物の共同 で設置した自衛務 で設置におい消管で を行ったが消管で を行ったが、でで を行ったが、ででで でででである。 を行った。

組	られた共同して設置した自衛消防組織において業務を 行う範囲が実態に適合しているか確認すること。	
運営に関し必要な事項	1 世界では、	消防計画に設置し 定置して設置し 定置の で設置の で で で で で で で で で で で で で で で で で い で い と っ い と っ い と っ い と っ と っ い と っ と っ と
防火管理業務の一部委託	(略)	(略)
権原の範囲	(略)	(略)
自衛消防の組織 地 震	(略)	(略)
院 情報等の伝達 災 対 策	(略)	(略)
強難誘導	(略)	(略)

防火管理業務の一部委託	(略)	(略)
権原の範囲	(略)	(略)
自衛消防の組織	(略)	(略)
地震 防情報等の伝達 が が 対策 選難誘導	(略)	(略)
強 避難誘導	(略)	(略)

化地域に			
に所在する防	施設及び設備の点検及び整備	(略)	(略)
んる防火		(略)	(略)
	防災訓練	(略)	(略)
	教育及び広報	(略)	(略)
防火管理	消火訓練及び避難訓練の実施回数	(略)	(略)
理者	消火訓練及び避難 訓練を実施する場 合の消防機関への 通 報	(略)	(略)

化地域に所在する防火対象物	施設及び設備の点 検及び整備	(略)	(略)
	応急対策	(略)	(略)
	防災訓練	(略)	(略)
	教育及び広報	(略)	(略)
防火管	消火訓練及び避難訓練の実施回数	(略)	(略)
火管理者	消火訓練及び避難 訓練を実施する場 合の消防機関への 通 報	(略)	(略)